

憲政資料室前史 (中)

二 宮 三 郎

はしがき

序説

第一部 憲政史編纂会の沿革

第二部 貴族院五十年史編纂掛の沿革(以上前号)

第三部 憲政資料室設立の経緯

一 憲政史編纂事業の国立国会図書館への移管

1 衆参両院調査部と国立国会図書館

2 国立国会図書館一般考査局への憲政史編纂会事業の移管

3 坂田精一氏の憲政史資料室の計画

4 参議院事務局内部における貴族院五十年史編纂問題

二 大久保利謙氏の「日本国会史編纂所設置ニ関スル請願」

1 小沢三郎氏と大久保利謙氏の再会

2 大久保利謙氏による国会請願運動

3 「日本国会史編纂所設置ニ関スル請願」

4 国会における請願審査

三 憲政資料室の設置

1 不明の憲政資料室の設立経緯

2 国会分館憲政資料蒐集係の設置

第四部 草創期の憲政資料室 (以下次号)

第三部 憲政資料室設立の経緯

第一部および第二部では、衆議院の憲政史編纂会および貴族院の貴族院五十年史編纂掛の沿革を辿った。国立国会図書館の憲政資料室はその延長線上に戦後になってから誕生した。第三部ではその経緯を扱うが、それは一般にいわれているほど簡単ではなく、しかも多くの謎につつまれている。すでに設立以来40余年、その謎を解く資料はきわめて乏しく、本稿においても残念ながら謎は謎として残さざるをえなかった¹⁾。

ところで憲政資料室設置の過程を考える場合、ふたつの面から捉えることが必要である。ひとつは組織の面である。これにはふたつ問題があり、その第一は、憲政史編纂会と貴族院五十年史編纂掛の事業中止後、それを継承したところの衆参両院の事務局調査部の問題であり、第二は両院調査部の分家ともいべき国会図書館(のちの国立国会図書館)の問題である。もうひとつの面は大久保利謙氏による国会請願で、請願の作成、内容、審査の過程が問題となる。

これら両面での問題の展開のなかで、のちに憲政資料室に結果する流れが作られて行く。まず第一面で従来衆参両事務局が抱えてきた憲政史編纂事業が、国立国会図書館へ移管されるための条件が準備され、ついで第二面の請願審査の過程で、憲政資料

室が設置される直接の契機が与えられることになる。

しかしその後は、あたかも水の流が地下に潜って暗流となるように、事態は見えざるところで進行し、昭和24年9月1日、国会分館に変則的な形で憲政資料室が出現する。

一 憲政史編纂事業の国立国会図書館への移管

1 衆参両院調査部と国立国会図書館

まず問題の背景となる衆参両院の事務局調査部と国立国会図書館について、それぞれの組織と憲政史編纂事業との関連を説明することから始めよう。

本稿の第一部および第二部で述べたように、衆議院の憲政史編纂会の事業は未完のまま事務局の調査課が管理するところとなり、また貴族院の貴族院五十年史編纂掛の事業も編纂のめどがつかないまま所管課である事務局調査課（のちに調査部第一課）に残置されていた。

昭和22年5月3日、日本国憲法の施行と同時に国会法が施行され、新国会が発足した。それに対応して衆参両院の事務局機構は飛躍的に拡充され、その一環として国政調査機能の強化を目的とした調査部が設置された。

この新体制によって憲政史編纂会の事業は衆議院の調査部第一課が継承することになった。一方参議院では、貴族院時代に引き続き調査部の業務として「貴族院史の編修に関する事項」を掲げて、それを第二課が担当することを定めた（参議院事務局分課規程第17条4）。

のちに述べるように、この両課のうち国立国会図書館の憲政資料室設置に関して先導的役割を果たすのは衆議院調査部第一課である。同課は単に憲政史編纂会収集史料の国立国会図書館への移転を実施したのみならず、アーカイヴスへの組織替えを構想した点で、その後の憲政資料室の先駆であった。参議院の調査第二課は、衆議院とは対照的に、当初からの自前による貴族院史編纂の目標を掲げて、衆議院側と行を共にすることはなかった。ただし後述の大久保利謙氏の請願以降では、おおいに主導性を発揮して憲政資料室誕生の切っ掛けをつくった。

ところで新国会の発足と同時に、つまり衆参両院調査部と同時に設置されたのが国会図書館である。議員の調査研究に必要な議会図書館の設立は戦前から強く望まれてきたところであったが、戦後になって国権の最高機関にふさわしい国会図書館設置の機運がいつそう高まった。国会法制定の基礎となったところのGHQの「示唆」にも、国会の補助機関として国会図書館を設置することが含まれていた。そこで国会法と同時にその付属法として最初の国会図書館法が制定された²⁾。

ただしこのときの国会図書館は法律上形式的に設立されたにとどまり、具体的な内容は爾後の決定に委ねられた。そのため衆参両院の図書館運営委員会において国会図書館の機能、組織、運営、資料収集などをめぐって審議が重ねられた。しかしそこで成案を得るに至らなかったため、クラブ、ブラウンの両米国図書館使節を招へいし、その結果提出された両使節の「覚書」にしたがって、23年2月5日に、米国議会図書

館をモデルとした、現行の国立国会図書館法が制定された（9日施行）。

同月25日には金森徳次郎氏が館長に任命され、引き続き3月24日に幹部職員が発令されて、ようやく国立国会図書館の態勢が整った。当初事務室は国会議事堂内の国会分館に置かれたが、GHQからの提案にもとづき赤坂離宮（現在の迎賓館）の東半分の使用を決定、4月6日館長以下が議事堂内より同所に移転して、2か月後の6月5日に開館式が挙行された³⁾。

この国立国会図書館設立の際に、その準備作業を担当したのが衆参両院事務局の調査部で、米国議会図書館の調査やGHQとの折衝、米国図書館使節の応接に当たった。このときから両調査部職員は国会図書館の母胎となることが予定されていたため、やがて国立国会図書館設立と同時に、両調査部職員の多くが国立国会図書館の職員に転じ、初期の図書館運営の中核となった。その際、主として衆議院調査部の職員は管理部門や図書部門に入り、参議院調査部の職員はまとめて調査部門（調査及び立法考査局）に回った⁴⁾。もちろんこれだけでは国立国会図書館の職員に不足したので、敗戦で廃止になった満鉄調査部や東亜経済研究所などの旧国策調査研究機関の調査マンや、同じく敗戦で縮小された外務省や宮内省などの官庁からの職員が参加した。

衆参両院の調査部職員の移籍とともに、国立国会図書館法第三十条にしたがって、調査部の管理下にあった両院議院図書館の図書などの収集資料が国立国会図書館に移管となり、最初の基本蔵書となった⁵⁾。そのときに衆議院調査部所管であった憲政史編纂会収集史料も「嫁入り道具⁶⁾」として当館に移った。

両院事務局に置かれていた調査部に代わって、もっぱら国会議員のために奉仕する調査機関として国立国会図書館の調査及び立法考査局が設置されたために、参議院調査部は23年8月1日に、衆議院調査部は9月8日にそれぞれ廃止され、前者は総務部資料課に、後者は議事部資料課に縮小された。

2 国立国会図書館一般考査局への憲政史編纂会事業の移管

前節で述べたように衆参両事務局調査部をスクラップ・アンド・ビルドする形で国立国会図書館が誕生した。この流れに沿って憲政史編纂会の業務と収集資料が国立国会図書館に移管となる。その動きを追ってみよう。

昭和22年5月に新たに衆議院調査部が設立されて第一課が憲政史編纂事業を引き継ぐことが決まると、まず7月に当時の第一課長細野孝一氏は囑託の坂田精一氏にこの業務の担当を命じた。9月には大里タミ主事補を加えて、作業は23年3月末までに未整理資料の整理と目録簿の整備を完了した⁷⁾。

その頃国立国会図書館が設立され、先述のように3月24日には幹部職員が発令された。細野課長は国立国会図書館一般考査局長に新任された。これにともない、憲政史編纂事業は4月に同局の所管となり、4月6日国立国会図書館が議事堂内より赤坂離宮に移転した時に、旧衆議院所蔵図書とともに憲政史編纂会収集史料はすべて赤坂離宮に搬入された⁸⁾。

調査部囑託であった坂田精一氏は国立国会図書館参事として正規職員に採用とな

り、赤坂離宮移転後、早くも4月26日に憲政資料に関する「業務の現況報告並に計画案」をまとめて、これを細野一般考査局長に提出した⁹⁾。

この資料は、すでに第一部で紹介したように、当時の状況を伝える唯一の貴重な資料である。この坂田報告にしたがって国立国会図書館移管時の憲政資料の状況をまとめると、つぎのようなことになる。

- (1) 係名として「憲政史資料係」と称した。
- (2) 部屋とその位置は「憲政史資料室」1室（赤坂離宮2階中央東寢室）、事務室1室（1階）。
- (3) 資料は、昭和12年以来収集資料（筆写およびタイプ）製本済710冊、未製本若干、ほか23年4月国会分館5階書庫より移管のもの85冊。以上5個の戸棚に収容。
- (4) 目録類としては、資料目録簿1、同副本1（内容梗概記入）、カード目録。
- (5) 職員3名（参事1、主事補2）。具体的には参事坂田精一、主事補大里タミ、同田部福子。

これからわかるように、この時点で呼称・制度ともに後年の憲政資料室とほぼ同じものが設置されていた。人事や事務室などの実質的態勢では、憲政資料室にくらべ比較にならないほど充実していた。次節で紹介するように坂田氏が文書館としての新方針を企画していたことを考え合わせると、この坂田氏の憲政史資料室がその後の大久保氏による憲政資料室の前身であったということができよう。

3 坂田精一氏の憲政史資料室の計画

こうした経過でかつての憲政史編纂会の遺産は赤坂離宮の国立国会図書館の一角に無事収まった。この坂田氏の憲政史資料室の運営はどう考えられたのか。その点について坂田氏は、坂田報告のなかでつぎの抜本的提案をおこなっている¹⁰⁾。

今後の方針及計画（案）

(1) 今後の方針

- (イ) 国会図書館の性質に鑑み、従来の「編纂」の観念より脱して、専ら資料の収集と閲覧上のサービス向上をはかることを旨とする。
- (ロ) 従来は憲法（〔以下カッコ内原注〕明治憲法）の資料収集に重点を置いてきたが、国家社会の変革に即応して、憲法関係、外交関係、その他政治史関係の各分野に互って一方に偏ることがないようにする。
- (ハ) 参議院の憲政史料（貴族院五十年史料）の国会図書館移管により従来の衆参両院の収集史料を一つにすることを最も希望するも、参議院当局がこれを拒否する場合は、これと協力して事業の発展をはかる。

(2) 当面の計画（案）

- (一) 左記文書を借用して筆記、製本する。
- (イ) 元公爵大山家所蔵「大山元帥の第一次内閣陸軍大臣時代の日記」（内交渉、承諾済み）

(ロ) 外務省調製・所蔵 秘「日米外交史」(註、幕末一大正十三年米国移民法案成立まで)(内交渉済み)

(イ) その外適当なものについて考慮中である。

(ニ) 各人名辞典より日本憲政史上の人物の経歴を抽出して筆写し、その経歴の便覧を作製する。

(三) 外務省所蔵「通信全覽・続通信全覽」(註、幕末維新時代の我国唯一の外交文書集にして、二千余巻に及ぶ。その一部は公刊されたが、三分の二以上は未だ世に知られず、外務省或は文部省の庫中にある)の国会図書館移管或は前記各省及国会図書館にて分担筆写を行うことなどに就いて考慮中である。

この坂田氏の提案のなかでとくに注目されるのが、(1)の「今後の方針」である。

ここで従来の憲政史編纂という特定目的が廃棄されて、画期的な運営方針が打ち出された。すなわち第一に明確に図書館の立場に立って資料の収集と閲覧自体を直接の目的に掲げたこと、第二に資料の収集対象を明治憲政史の枠を取り払って政治外交一般に拡大したことである。

これは明確な組織原理の転換である。特定の歴史編纂事業から近代的な文書館(アーカイブス)としての事業への脱皮が確然と主張されている。序説で述べたように、憲政史編纂会の「閉じた史料群」から憲政資料室の「開かれた史料群」への質的転換がここにある。

坂田氏は本来、幕末維新外交の研究家で、衆議院調査部の嘱託として憲政史編纂会史料の整理に当たる以前は、外務省の外交文書室(現在の外交史料館)に勤務し、日本外交文書の編纂に従事していた。憲政史編纂会の狭い枠を簡単に破棄して、新しい展望に立った政治外交関係の文書館づくりの構想を提示できたのも、坂田氏個人の、こうした研究者およびアーキヴィストの経歴に由来している点が大きかったと思われる。

坂田提案にある、参議院の貴族院五十年史編纂史料の国立国会図書館への移管問題は至極当然な希望の表明であった。また(2)の「当面の計画(案)」については、内容の適否は別問題として、幕末維新外交専門の坂田氏らしい計画である。

しかしこの坂田氏の憲政史資料室が、その後、大久保氏の憲政資料室に吸収されるわずかな期間に、どのような活動をしたか、記録が残されていないのではっきりと知ることができない。しかし案文中に「内交渉済み」の注記があるように、実現したかどうかは別として、坂田氏は自前の作業計画にしたがって動き始めていたことがわかる。この点について外務省外交史料館元職員栗原健氏も、「坂田さんから、その頃、通信全覽を外務省に取り戻してほしいという話があった。当時、通信全覽は東大の史料編纂所に預けてあったので、坂田さんからの申し出があってから外務省に取り戻したのだが、いざ戻ってきたら、坂田さんはぜんぜんオカネのことを考えていなかったの、話はそのままになってしまった」という逸話を伝えている¹¹⁾。

なお、坂田氏の憲政史資料室とのちの憲政資料室とくらべてみると、このときはま

だ、憲政資料室におけるような購入による史料原本の収集方式は構想されていなかったことがわかる。従来からの歴史編纂事業一般と同様に、原本を所蔵者から借用して、それを筆記複製または写真複製することによって史料を収集する方式を前提としている。また憲政資料室が私家文書の政治史料の収集を基本にしたのに対し、坂田計画ではそうした特別の方針を置かず、むしろ官庁文書を中心とした史料一般を漠然と収集対象に考えていたように思われる。

ところで、憲政史編纂会本来の事業であった憲政史編纂の仕事は、この衆議院事務局から国立国会図書館への組織移転の過程で、すでにいつのまにか消滅していた。そして、やがて大久保憲政資料室ができる、坂田憲政史資料室に引き継がれていた憲政史編纂会収集史料は、そこの所管となり、赤坂離宮から再び国会議事堂内の国会分館の書庫へと戻されることになった。

こうして坂田憲政史資料室は消えた。この頃には細野一般考査局長は国立国会図書館創設当初の中井正一副館長人事をめぐる内紛で、円地与四松受入局長とともに退職していた。坂田氏はその事件を契機に実施された機構改革で、23年8月26日一般考査部考査第一課長に昇進していた。憲政史編纂会史料の大久保憲政資料室への引き渡しについては、坂田氏が大分渋ったということである¹²⁾。画期的な将来構想を描いてようやくスタートしたばかりの坂田氏からすれば、不本意なことであったに違いない。

坂田氏の憲政史資料室については、憲政資料室の先駆的存在であったにもかかわらず、その後、一般的にはもちろん、憲政資料室の関係者の間ですら、忘れられてしまった。坂田氏自身も、その後長く国立国会図書館に勤務したが、憲政資料室に関与することはなかった。

4 参議院事務局内部における貴族院五十年史編纂問題

貴族院における貴族院五十年史編纂の仕事は、すでに第二部で述べたように衆議院と異なって当初から事務局調査課の所管事務であった。事務分掌のなかに「貴族院五十年史編纂ニ関スル事項」が規定され(第4条ノ2第5号)、課に貴族院五十史編纂係が置かれた。17年3月25日に調査課から調査部に拡大した際も、分課規程に同文の規定が置かれ、第一課が担当した。

戦後新国会となり、22年5月3日参議院の発足とともに設置された新調査部にも、その分課規程に「貴族院史の編修に関する事項」との条項が残され、第二課の所管となった(第5条五、第17条四)。

その後国立国会図書館調査及び立法考査局が設置されたために、23年8月1日調査部は廃止され、縮小されて総務部資料課が設置された¹³⁾。この改正の際、資料課の分課規程に「参議院要覧及び貴族院史の編集に関する事項」(第14条四)の規定が置かれ、貴族院五十年史の編纂事業は資料課に継承されるところとなった。資料課長には調査部第一課参事の職にあった市川正義氏が就任した。

市川氏は満鉄調査部出身で、戦後経済安定本部第4部労政班長を経て、参議院に入り、調査部に属した。当時の調査部は管理職者不在で、部長は法制部長の兼務、第一

課第二課ともに課長はなく、第一課の参事であった市川氏が「課長みたいな立場¹⁴⁾」にあった。伝聞では、同氏は大陸型の人物で、かなり型破りなところがあつたらしい。資料課長のポストは調査部廃止後の同氏処遇のためのものであつたという¹⁵⁾。

参議院事務局は、事務分掌に貴族院五十年史編纂事業を引き続いて掲げたものの、しかしながら、どこまで実行の意思があつたか、かなり疑わしい。

当時の参議院事務局総長小林次郎氏および事務次長近藤英明氏は、「貴族院なんか廃止されちゃった。しかもいままで[貴族院五十年史について]本の一冊も出してない。それで五十年史なんかやっちゃって、廃止されたものの五十年史などは役立たない」という意見であつたという¹⁶⁾。参議院事務局の首脳陣は貴族院史編纂事業を実行することにきわめて消極的であつたことがわかる。

理由はいろいろ考えられる。第一には、参議院は衆議院と異なり、貴族院はすでに廃止されていたので、はっきりした断絶があること、第二に、貴族院五十年史の編纂を所管した調査部はすでに解体され、その主たる任務と職員は国立国会図書館に移行したこと、第三に、貴族院時代における貴族院五十年史編纂掛の嘱託たちの仕事ぶりに関して、きわめて強い不信感があつたこと、などの点が挙げられよう。

これに対して貴族院五十年史編纂の必要性をひとり強く主張したのが、資料課長の市川氏であつた。市川氏はこうした首脳陣に対し「[事務総長や事務次長の考えは]大間違いだ。日本の歴史というものは一步一步あゆんできてるんだ。貴族院が廃止されたからといって貴族院が無用の長物だというわけではなく、過去五十年間それなりの働きをしているんだし、これから国会ができて過去五十年間に確立された先例とかが将来生きてくるんであり、また日本がどんな経過をたどって今日あるを得たかということは貴族院の五十年をやらなければわからないじゃないか¹⁷⁾」と反論した。

個性の強い市川氏はついに自説を押し通し、調査部が廃止されて資料課に縮小されたときに、前記のようにその分課規定に、「参議院要覧及び貴族院史の編集に関する事項」(第14条四)の一項を置いて、貴族院史の編集事業を書き加えることに成功した。

当然ながらこの職務の挿入には小林事務総長は反対した¹⁸⁾。おそらく事務局首脳としては貴族院五十年史編纂事業はすでに荷厄介になっていて、後述のように、衆議院事務局の場合同様、国立国会図書館への移管を考えていたのであろう。

こうして市川氏の主張によって貴族院五十年史編纂事業は参議院事務局に職務として引き継がれることになった。同時に貴族院五十年史編纂掛が収集した史料もそのまま市川課長の手許に残されることになった¹⁹⁾。あとは貴族院五十年史編纂掛と同様の編纂スタッフを編制することである。後述するが、市川氏はまず尾佐竹氏のあとの最適任者に大久保氏を引き出し、さらに旧五十年史の嘱託を呼び集めようとする。

なお参議院側の史料については、坂田精一氏が、前記のように「今後の方針及計画(案)」のなかで、史料の一本化のために貴族院五十年史編纂掛収集史料の国立国会図書館への移管を具申している。坂田氏自身このときすでに参議院制の係と交渉していたらしく、同資料中に「参議院事務局当局に於て考慮中であるとの返答に接した」との注記が書き添えられている。当初は参議院側にも国立国会図書館への史料移管の意

向があったことがうかがえる。

憲政資料室開室の際に、資料課保管の貴族院五十年史編纂掛収集史料の移管を申し入れたが、市川課長の時代であるから、当然のことながら拒否されている²⁰⁾。ようやくその史料が、約半数ではあるが憲政資料室へ移管となったのは、17年後の昭和41年のことであった²¹⁾。

こうして資料課に貴族院五十年史の編纂事業は継承されたものの、その後達成されたものは、なにもなかった。結局、昭和12年以來の懸案であった衆議院の憲政史および参議院の貴族院五十年史の編纂事業の問題が一応解決するのは、昭和36年の『議會制度七十年史』(全12卷)の刊行まで待たねばならなかった。

余談であるが、この『議會制度七十年史』の「議會史概説」編は大久保利謙氏の執筆にかかるが、その実現を熱心に推進したのが市川氏であった。当時の内藤事務次長の意向は東大教授の岡義武氏であったといわれる²²⁾。その点では市川氏は初志を貫徹したものとえよう。

二 大久保利謙氏の「日本国会史編纂所設置ニ関スル請願」

1 小沢三郎氏と大久保利謙氏の再会

貴族院五十年史編纂掛の事業は前節で述べたように、貴族院および参議院を通して制度上調査部および資料課の事業として引き継がれた。しかしその実態は、貴族院五十年史編纂掛最後の囑託であった小沢三郎氏が、戦後まで史料の整理保管に当たっていただけであった²³⁾。小沢氏は熱心なクリスチャンで本来はプロテスタント史の研究者であったが、尾佐竹氏が囑託に連れてきた人物である。

一方、貴族院五十年史編纂掛の主要スタッフのひとりであった大久保利謙氏は、戦時中疎開して、戦後東京に戻った。たまたま病気のため芝の慈恵医大病院に入院中に、旧知の小沢三郎氏の訪問を受けた。まったく突然のことであったという。大久保氏の記憶によれば昭和23年春頃のことであった²⁴⁾。

小沢氏の用件は「新国会で『憲政史』『貴族院史』編纂再興の計画があるから来てくれ」という呼び出しであった²⁵⁾。これが大久保氏が戦後再び憲政資料に関係を持ち、やがて憲政資料室を創出するにいたる切っ掛けであった。

大久保氏は退院後、さっそく参議院事務局に小沢氏を訪ねると、小沢氏は片隅の自分のデスクを指して「貴族院五十年史はこの机一つなんですよ」といって笑った。そして「仕事はないが、ともかく弁当食って帰るだけです」と話した²⁶⁾。ちょうど倒産した企業に似た虚ろな風景が目には浮かぶではないか。

小沢氏の話では「参議院資料課長の市川正義さんがこの企画の直接の担当者だから、まず市川さんのところへ行行って話を聞いて下さい」ということであったので、大久保氏はさっそく市川課長と面会した。当然のことながら市川課長自身は企画に熱心であった。しかし市川氏は「新国会が発足したばかりなので、『憲政史』編纂再開というようなことはまだ……²⁷⁾」と言葉を濁した。そこで大久保氏は貴族院時代からの知り合いである小林次郎事務総長と直接会見して事業再開の打診をするが、話がどうもはっ

きりしない。

小林事務総長の話は「結論的には、できたばかりの国会で急に歴史編纂は無理だから、いずれ国会図書館ができるから、そこでやるのがいいんじゃないか」ということであつた。大久保氏は結局引き下がるざるをえなかつた²⁸⁾。

様子がだいぶ違うので、この時大久保氏は「騙されたんじゃないか」と思ったという²⁹⁾。すでに述べたように、貴族院史編纂再開に熱心であつたのは市川課長だけで、小林事務総長や近藤英明事務次長ら事務局の首脳は最初から消極的であつたのだから、こうした対応になるのはもっともなことであつた。

なぜ小沢氏は参議院事務局がこうした状況であるにもかかわらず、大久保氏に憲政史編纂再開の話を持ち掛けたのであろうか。近年行つた大久保氏と市川氏との対談(昭和63.3.8)のなかで、おもしろいことに、大久保氏から叙上のような当時の経緯を聞いた市川氏は、「憲政史編纂の再計画など事務総長や次長が反対しているのだから、当時そのような計画はなかつた。そもそも小沢三郎なる人物はまったく知らない」と断言して、「大久保先生がどういうわけで私をお訪ね下さつたのか、いまやっとわかつた」と語つたのである³⁰⁾。

まことに不思議な市川氏の話で、大久保氏の記憶と真向から食い違ふことになつたのである。大久保氏も市川氏もおのおの明確に断言しているので、この食い違ひをどう考えたらよいのか。

小沢氏は単なる囑託の身分で、しかも仕事もなく、「弁当食つて帰るだけ」であつたのであるから、市川氏の記憶に小沢氏の名が留まらなかつた、ということはあるかもしれない。しかし市川氏がかつとも貴族院史編纂に関係もなければ関心もないといふのであればともかく、ひと一倍熱心であつたのであるから、その市川氏が、ただひとりの貴族院五十年史編纂掛専属の小沢氏を全然知らないということは、考え難いことである。あるいは名前の記憶違ひがあつたのではないかと考えたが、市川氏はそういう人物の存在そのものを知らないということであつた。

一方小沢氏から見れば調査部第一課参事あるいは資料課長である市川氏は直接の上司筋にあたるだけでなく、貴族院五十年史の編纂を共通の問題として持つていふのであるから、当然市川氏と接触していただであらうし、また同氏の意向を承知してははずである。それだからこそ大久保氏に市川氏に会うことを奨めたのであらう。市川氏に小沢氏の認識がなかつたとしても、小沢氏としては市川氏から憲政史編纂事業の必要性の話を威勢よく吹き込まれていて、自主的にか、あるいは市川氏の意を汲んで、尾佐竹氏の後継者としての大久保氏に出馬を促しにきたのではないだらうか。

それにしても市川氏が小沢氏のことをまったく知らないといふのは、信じられないことである。近年の大久保・市川対談で40年ぶりにまた新しい謎が生まれることになつた。

2 大久保利謙氏による国会請願運動

参議院事務局は貴族院史を含む憲政史編纂再開に対しては一貫して消極的であつ

た。しかしそれに異を唱えて内規を改定し、史料を確保した市川資料課長は、大久保氏と会見して意見を交換した機会に、大久保氏を中心とする編纂スタッフの編制に着手する。まず憲政史の編纂のために、大久保氏を「三顧の礼を尽くして招へいする」ことを小林事務総長に強力に働き掛けた。しかしこれも参議院幹部の受け入れるところではなかった³¹⁾。

市川課長は憲政五十年史編纂の事業を何とか続けたいと考えたが、しかし参議院事務局がそれを資料課に認める可能性はまずなかった。そこで市川氏が考えた構想は、貴族院時代の編纂会を活かして「大久保先生などをお願いして、はっきりした機関を作」ることであった。スタッフは大久保氏のほか鈴木安蔵氏、渡辺幾次郎氏などかつての編纂会時代の錚々たる人物をそのまま予定して、当初の計画を遂行してもらつつもりであった³²⁾。

その実現のために市川氏が考えた手段が、請願または質問趣意書の提出という方法であった。市川氏によれば、両者のうち質問趣意書のほうが政府に文書解答を要求するので「強硬」であるけれども、事務局首脳が反対した直後に質問趣意書を提出するのはちょっときつすぎるから、請願のほうがいだろう、という判断で、請願の方法が採られた³³⁾。

請願者には大久保利謙氏がなり、請願に必要な議員の紹介者には市川氏が懇意にしていた参議院議員徳川頼貞氏（元侯爵貴族院議員、火曜会所属）に依頼した。大久保氏も同じ元侯爵貴族院議員、火曜会所属であって、熟知の間柄であったので都合であった。請願の文章は大久保氏が執筆した³⁴⁾。それが「日本国会史編纂所設置ニ関スル請願」である。

国会請願にいたる経緯については、しかし請願者の大久保氏自身はこれとは別の記憶がある。大久保氏によれば、市川氏や小林事務総長との会談の結果、憲政史編纂再開の話がはっきりせず、途方に暮れていたときに、たまたま議事堂内で貴族院議員時代の知人である前田茂三郎氏に会ったので、この問題を話したところ、このひとが請願を提出する知恵を貸してくれた。それだけでなく請願のお膳立てすべてをしてくれた、というのである³⁵⁾。

前田氏という人物はかなり変わった経歴の持ち主で、横須賀海軍工廠の技手を若くして退職し、第一次世界大戦後のベルリンに長く滞在して、日本の軍関係や大使館の仕事をしていたという。昭和12年帰国後貴族院に囑託として入り調査課および後に調査部第一課に勤務、参議院になってからも囑託として調査部第一課に所属した。ここで参事の市川正義氏の下で一緒になった。国立国会図書館創立と同時に正規職員となり国会分館に勤務、図書室読書相談係長となった。大久保氏が院内で前田氏と会ったのはこの頃である。その後図書課閲覧係長を経て、昭和31年参議院事務局に戻った。

前田氏は、在独中に、訪欧する日本からの貴族院議員や衆議院議員の名士を世話して、多くの知己を得たという。貴族院および参議院時代には侯爵徳川頼貞氏の絶大な信頼を得て、徳川氏の個人的秘書のようなことをしていた。同時に侯爵議員で構成された火曜会控室の世話係りをしていた関係から、侯爵議員であった大久保氏とも昵懇

になった³⁶⁾。

大久保氏は請願のすべてを前田氏が取り仕切ってくれたと記憶していたので、市川氏の話と齟齬を来すことになる。しかし請願の発案がどちらであったかといえ、一応市川氏の説明の方が経歴や状況からみて説得力があると思える。大久保氏も先述の会談の折りに、この市川氏の話聞いて初めて事情を納得するところがあった。こちらの話は40年ぶりに謎が解けたことになる。おそらく前田氏としては直接大久保氏から相談を受けたので、市川氏と相談しながら、その後も引き続き窓口になって大久保氏の世話をしたのであろう。

この国会に対する請願は、成果のほどは覚束なかった。請願者の大久保氏自身、この請願の内容が実現するとは考えていなかったし、まして後の憲政資料室のようなものが誕生するとは思っていなかったといふ³⁷⁾。

請願のための諸般の雑用には、すべて前田茂三郎氏が当たった。前田氏が徳川頼貞氏の個人的秘書をしていて参議院に顔が広がったので、万事好都合であった。紹介者は多いほうがよいということで、大久保氏は前田氏の案内にしたがって、精力的に各控室を回り、ひとりひとり趣旨を説明して署名捺印を貰って歩いた。その結果紹介者には徳川頼貞議員のほか岩本月洲、大隈信幸、三島通陽、堀真琴、金子洋文、島津忠彦、佐藤尚武、伊達源一郎、岡本愛祐、黒田英雄、河井弥八、高橋龍太郎、楠見義男、徳川宗敬、新谷寅三郎など、総計40名に達する錚々たる有力議員が名前を連ねた。

衆議院に対しても同文の請願を提出した。こちらは中山マサ議員ひとりが紹介議員であった。国会に女性議員が初めて多数登場したときなので、中山議員に依頼したのだという。これもまた前田氏の案内であった。

参議院側は40人もの有力議員を紹介者に集めたのに対して、衆議院側はわずかひとりという、極端に均衡を失した工作活動になっているのがおもしろい。これは請願が本来貴族院五十年史編纂の再開という参議院側の問題に発している事情によろが、戦前の名家や有力指導者とその子孫たちが当時なお参議院に多数存在していて、事業目的上その支持をひろく確保するように配慮した面もあったのではなからうか。

3 「日本国会史編纂所設置ニ関スル請願」

大久保利謙氏の請願はやや長文であるが、憲政資料室誕生に関する基礎資料であるばかりでなく、当時の日本現代史研究の問題状況を端的に物語る資料として貴重であるので、以下に全文および付属の参考書を掲げる³⁸⁾。

日本国会史編纂所設置ニ関スル請願

現代史研究ノ必要

今日日本ノ歴史学界ニ見ラレル欠陥ノ一ツハ、現代史ノ方面ガ古代中世史ノ研究ニ比ベテ著シイ遜色ヲ示シテイルコトデアル。コノ点ハ既ニ屢々指摘サレ、又特ニ最近アメリカノ人文科学顧問団ニヨッテ批難ヲ蒙ラト聞イテ居ル。

コノ現代史研究ノ貧困ハ、ソノ研究ニ當ッテ種々ノ掣肘ヲ蒙ル、ソノ結果少カ

ラヲ困難ヲ伴ウトコロカラ、現代ヲ以テ歴史的研究ノ範圍ノ外ニアルモノトシテ、コトサラニコレヲ回避スル從來ノ學風、或ハ又現代ヲ顧ミズ、単ニ過去ノ史實ノ探究ニノミ没頭スル歴史家ノ研究態度ニヨルトコロガ多イ。(ココニ現代史トハ幕末開國以來現代ニ至ルモノトスル)

次ニコノ欠陥ニヨツテ來タ重大ナ原因ハ、現代史研究ノ機關ガ著シク不備ナコトデアル。大學ニ於ケル史料編纂ノ事業ハ全ク現代史ニハ觸レズ、文部省ノ維新史料ノ編纂モ明治四年ノ廢藩置縣ヲ以テ終期トナツテ居ル。目下商工省ニ於テハ大規模ニ商工行政史ノ編纂ガ着タトシテ進行シテ居ルガ、政治史、文化史ノ方面デハ未ダ何等特別ノ施設ヲ見ルニ至ツテ居ナイ。

由來歴史ノ研究ハ、先ヅ史料ノ蒐集檢討整理等ノ周到ナル準備工作ヲ要シ、コレガ為ニハ相當ノ設備ト、少ナカラヌ經費トヲ要スル。故ニコレヲ今日ノ如ク小規模ナ個人ノ研究ニ放任スルコトハ、複雑ナル現代史研究ノ充分ナ成果ヲ期スルコトハ出来ナイ。故ニ現代史ノ研究ヲ一層促進セシムルニ當タツテ最モ急務トスル処ハ、適切ナル機關ヲ設ケテ史料ノ散逸ヲ極力防ギ、コレヲ蒐集整理シテ將來ニ向カッテ最モ適切ナ保存ノ道ヲ講ズルコトデアル。更ニ進ンデコレヲ広く公開シテ學者ノ為ニ正確ナ史料ヲ供給スルコトデアル。

現代史ノ史料ハ近キ過去ニ於テ、大正大震災ノ際官省ノ文庫ノ罹災ニヨツテ莫大ナ損失ヲ蒙リ、マタ今回ノ空襲ニヨル被害ニヨツテ再ビ大半ヲ失ツタ。コノ二災害ニヨル損失ハ現代史ノ研究ニトツテ殆ド致命ノ打撃デアッタ。特ニ今日ノ如キ大ナル變動ノ時代ニハ貴重ナル史料モ紙屑トナリ、日一日ト煙滅シツツアルコトハ現ニワレワレノ目撃スルコトデアル。從來ノ名家名門ノ没落甚ダシキ際ハ、コノ憂ハ一層大ナルモノガアル。故ニ願クバ國家ノ立場カラ特別ノ機關ヲ設ケ、特別ノ措置ヲ講ジテ速ヤカニコレ等ノ貴重ナル國家ノ史料ノ保存ノ道ヲ確立サレタイ。

日本国会史編纂ノ必要

現代史ノ研究ニハ政治史特ニ國會史、經濟史、文化史、科學史等ノ広汎ナル分野ガアル。立憲政治ハ民主主義政治ヲ確立スル為ニ欠クベカラザルモノデアルカラ、明治以降ワガ憲政ノ發達ヲ正シク理解シ、ソノ特質ヲ明ラカニスルコトハ政綱、國策ヲ立ツル上ニ資スルコロ少ナシトシナイ。既ニ歐米諸國ニ於テハ憲政史、國會史ハ浩瀚ナモノガ刊行サレテ居ルト聞イテ居ル。對外的ニモ國會史編纂ノ事業ヲ欠クコトハ遺憾ノコトト考エラレル。

日本國會史ノ研究ハ既ニ幾多有能ナ學者ガ現レ、貴重ナ史料ヲ相當集メラレ、優秀ナ研究モ続々發表サレテ居ルガ、コレ等ハ殆ド學者個人ノ力ニ俟ツモノデアッタ。

去ル昭和十三年以來開始セラレタ貴族院ニ於ケル貴族院五十年史ノ編纂、衆議院ニ於ケル憲政史ノ編纂ハ、日本國會史編纂ノ最初ノ公的機關ノ設置トシテ極メテ意義深ク、ソノ完成ハ内外ヨリ多クノ期待ヲカケラレテ居タ。コノ兩編纂事業

ハ、相互提携シテ、先ズ史料ノ蒐集ヨリ開始セラレ、爾来年ヲ重ネテ相当ノ成果ヲ取メテ居タガ、不幸ニシテ過般時局ノ切迫ニヨツテ停滞シ、事業ハ次第二縮小シテ遂ニ予期ノ如キ結果ヲ見ズシテ中止状態ノヤムナキニ至ツテ居ル。ソノ後主任者尾佐竹博士ノ逝去ニヨツテ再開ノ望ミモ失ワレテ居ルガ、終戦後既ニ三カ年ヲ経過シタ今日、コレヲ新タナル構想ノ下ニ、特別ノ機関ヲ設ケテ再出発セシムルコトハ恐ラク内外ヨリ強ク要望セラレテ居ルコトト信ズル。

以上ノ如キ理由ニヨリ、ココニ日本国会史編纂所設置ノ急務ナルヲ感ジ請願シタ次第デアル。

昭和二十三年十一月十九日

右請願者

東京都港区芝二本榎西町二
大久保利謙

衆議院議長 松岡駒吉殿

参考書

日本国会史編纂ノ構想

		編纂員数		
		二級官	三級官	雇員
第一部	憲法制定時代 ↓ 36年 (帝国議会前史)	{ 自 ベルリ渡来ノ嘉永6年 至 明治22年 }	2	4
第二部	帝国議会時代 ↑ 58年 (旧憲法時代)	{ 自 明治23年 至 昭和22年 }		
	(一) 明治 ↑ 22年	{ 自 明治23年 至 明治44年 }	2	4
	(二) 大正・昭和前期 ↑ 19年	{ 自 大正元年 至 昭和6年 (満州事変) }	3	6
	(三) 昭和後期 ↓ 17年	{ 自 昭和6年 至 昭和22年 }	3	6
第三部	国会時代 (新憲法時代)	{ 昭和22年以降 }	2	4
第四部	史料部 (「日本国会史料」ノ編纂)		2	4
		計	14人	28人

編纂ノ方針

(一) 日本国会史ノ編纂ハ左ノ二種トスル。

イ 日本国会史 巻数未定 (第一部乃至第三部ガコレニ当ル)

編纂ノ細目ハ追ツテ決定スベキモ調査ノ完了次第順次刊行スルコト、
或ハ第一着手トシテ簡明ナル帝国議会史ヲ編纂シテ刊行スルコト、更
ニソノ英文版ノ刊行モ考慮スル。

ロ 日本国会史料 (第四部ガコレニ当ル)

蒐集史料ヲ整理シテ保存スル。

蒐集ハ従前ノ事業ヲ継承シテ大体左ノ如キ方針ヲトル。

(1) 文献ノ蒐集

a 内閣文庫其他ノ官庁及ビ憲法制定議會関係者所蔵ノモノハ原則トシテ写真ニトル。

b 憲法制定及ビ議會国会関係ノ著書、報告書、雑誌等。

(2) 政治家、議員、其他国会関係ノ故老ノ談話聴取ヲ速記文トシテ保存スルコト。

(3) 歴代ノ議長、議員、其他建物等ノ写真ノ蒐集。

備考 右ノ史料ハ全部ヲ年代順ニ整理シテ別ニ事項別ニ索引カードヲ作成スル。

(二) 民間世論ノ調査

国会史ノ編纂ト並行シテ、明治以降ノ民間ノ世論ニ関スル史料ヲ蒐集シテ民間カラ見タ憲政発達ヲ調査スル。コノ民間史料ハ整理シテ刊行スル。

備考 右ノ調査ハ主トシテ新聞雑誌ニヨル。該史料ハ現在東大法学部明治新聞雑誌文庫及ビ上野図書館等ニヨル。

(三) 明治以降ノ政治思想史、政治学説史、憲法学説史ノ調査。

(四) 外国世論調査

現代ニ於イテハ甚ダ困難ナルモ、将来ハ諸外国ノ新聞雑誌ニ現レタル世論ノ調査モ考慮スル。

(五) 速記録索引ノ作成

第一回議會以来ノ速記録ノ索引ヲ作成シテ閲覧調査ノ便宜ヲ計ルコト。

備考 カード式ニヨル (人名カード、事項別カード)

現在調査スベキ史料

現在調査スベキ史料ノ所在地ハ大体左ノ如クデアル。

(一) 官庁側

第一回議會以来ノ速記録、其他ノ文書

内閣文庫

各官庁文庫

各府県庁文庫

維新史料編纂事務局 (文部省)

各図書館

明治新聞雑誌文庫 (東大法学部)

(二) 民間側

憲法制定関係者 (伊東家、井上家等)

議會関係者、新聞雑誌、其他

一読してわかるように、日本現代史の実証的研究の重要性、緊急性を説いて余すところがない。日本の現代史研究の的確な問題状況の指摘、他の専門分野あるいは外国の研究までも視野に入れた広い立場からの批判、史料保存と国会史編纂に対する強い要請——大久保利謙氏の歴史学者としてのアピールは達意の文章と相俟って読むものを納得せしめる。日本国会史の編纂方針についても、将来の外国の世論調査の利用まで見込んだ周到な史料蒐集計画は、現在においてもそれ以上補う必要はほとんどない。のちに国立国会図書館が実施した国会会議録索引の作成や政治家の談話録音もすでにこの時に予定されていたことがわかる。筆者は本稿第二部において尾佐竹猛氏の貴族院五十年史編纂構想を紹介したが、大久保氏のこの計画は規模・内容ともにそれをはるかに拡大、徹底させた現代史の編纂構想である。

大久保請願は大きくいってふたつの部分から構成されている。第一は、現代史研究の必要性和史料の収集保存の重要性のために「国家的立場カラ特別ノ機関ヲ設ケ、特別ノ措置ヲ講ジテ速ヤカニコレ等ノ貴重ナル国家的史料ノ保存ノ道ヲ確立」することであり、第二は、予期の結果を得られないままに中止状態にある憲政史編纂会および貴族院五十年史編纂掛の編纂事業を「新タナル構想ノ下ニ特別ノ機関ヲ設ケテ再出発セシムル」ことである。このための日本国会史編纂所設置の請願であった。

つまりこの大久保氏の日本国会史編纂所は現代史料の収集・整理・保存・公開の事業と明治以降の憲政史編纂の事業のふたつの目的を合わせ持った組織である。それは、性格的にはたしかに尾佐竹氏の憲政史編纂会を継承したものであるし、また市川資料課長が語った「貴族院時代の編纂会を活かした機関」を具体化したものであったといえる。しかし請願内容および添付された編纂計画から明らかのように、大久保氏の構想は、日本現代史研究の課題に応えるための、より広汎な現代史料編纂所の設立にあったと思われる。

4 国会における請願審査

大久保利謙氏による「日本国会史編纂所設置ニ関スル請願」は昭和23年11月18日参議院に、翌19日に衆議院にそれぞれ提出され、第3回臨時国会での審査に付された。まず参議院議院運営委員会において11月29日に請願の本会議提出が決定され、衆議院においても11月30日の議院運営委員会で同様の決定をみた。国会最終日の11月30日、衆議院参議院それぞれの本会議において大久保請願は全会一致で採択された。

この審査の過程について指摘しておきたい点がふたつある。第一は請願の紹介の仕方であり、第二は請願内容の実質的修正である。

第一の点であるが、参議院および衆議院の議院運営委員会ならびに本会議における請願の要旨説明をみると、請願が本文とはやや異なった主旨で取り扱われていることに気付く。すでに見たごとく請願の前半部分は史料の収集保存の重要性に当てられているのであるが、議場での説明に際しては、その部分には触れられることなく、後半部分の国会史の編纂事業の再開のみが紹介されているのである。参議院の議院運営委員会において請願の要旨説明に当たった紹介者の徳川頼貞議員の発言を見てみよう。

……明治以来の憲政発達の歴史を学んで、その特質を明らかにして、政綱国策の樹立に資することは、民主政治の確立に極めて必要であります。昭和13年以来の憲政史編さん事業は時局のために現在中止の状態にありますから、新たな構想のもとに日本国会史編さん所を設置して事業の促進を図られたいというのであります³⁹⁾。

また衆議院の議院運営委員会では、大池真事務総長が紹介者の中山マサ議員に代わって、参議院と同様の趣旨説明をしたあと、さらに詳しくつぎのように付け加えた。

……議会を中心にいたしました憲政史編纂会ということ、従来ずっとやって参ったのでありますが、予算の都合で従来これがストップされて全然できなかった。従って今日まで相当そういう方面の編纂の資料があるわけでありまして、そういうものを引継いでやってもらいたいという趣旨にほかならない……⁴⁰⁾。

その他の請願文書表、審査報告書などの関係文書の記載も同様で、大久保請願の前半にある現代史研究の必要性や史料の収集保存の重要性にまで言及したものは見当たらないのである。

なぜこのような扱いがされたのか不明であるが、こうした紹介から想定されることは、大久保請願の目的が、もっぱら未完のままに残された憲政史編纂会および貴族院五十年史編纂掛の事業の完成にあり、その受け皿としての日本国会史編纂所の設立であると説明され、そのようなものとして受け取られたであろうということである。

この大久保請願にしたがって憲政資料室が設立されたとき、この目的が逆転する。国会史編纂の事業目的の部分は完全に放棄されてしまい、逆に議場での紹介に際して切り捨てられていた史料の収集保管がその目的となるのである。

この請願審査の過程で起こった第二の問題で、しかも重要な問題は、参議院議院運営委員会の席上、国会史編纂事業の主体が日本国会史編纂所から国立国会図書館に変更になったことである。提案者である大久保氏自身すら予期していなかったことであった⁴¹⁾。

それはまったく唐突のように見えた。徳川議員の先述の議院運営委員会における請願の趣旨説明が終わると、委員の門屋盛一議員が「この請願の趣旨には賛成であります。この事業は是非国会図書館において行われることを希望いたします⁴²⁾」と発言した。この希望が委員会で直ちに異議なく決定され、議院運営委員会および本会議において大久保請願は「この発言の趣旨を以て」という事実上の条件付きで、いずれも全会一致をもって採択されるところとなった⁴³⁾。

ここに初めて国立国会図書館が憲政史編纂事業の受け皿になることが公的に指定されたわけである。このことが結局、憲政資料室が国立国会図書館に設置される決定的契機となったのである。

その際国立国会図書館が具体的にどのような任務を負わされたのか、必ずしも明瞭

ではない。門屋発言のなかの「この事業」の内容がはっきりしないからである。しかし請願の委員会での紹介の仕方や理解のされ方からいえば、その任務は中絶している議会史編纂事業の完成を意味することになろう。すくなくともこの事業をその主目的から外すことはできないであろう。

この希望条件が付いたのは参議院の請願のみで、衆議院のほうは何らの修正的意見も出されることはなく、原案のまま採択された。請願は両院で「互に干渉しない」(国会法82条)のであるから、衆参で請願の結果は別々のものとなった。したがって国会史編纂の受け皿に国立国会図書館を指定したことについて、公的に関係しているのは参議院のみということになる。

大久保請願と憲政資料室設置の関連でいうと、一番のキ・ポイントはこの門屋盛一議員の実質的修正の希望発言である。しかしこの希望発言には不自然に思えるところがある。

発言者の門屋議員は、長崎県選出、国民民主党所属、第1回選挙後の任期3年議員の補欠選挙で当選した議員である。在任わずか2年4か月、その時だけで議会から消えた無名議員である。履歴は地元の土木建設会社社長や新聞社社長などである。この時の発言以外、憲政史編纂事業や国立国会図書館に関連した発言の記録はまったくない。請願当事者の大久保氏も、名前すら知らない議員であった。そのような議員がなぜ委員会の席上で、錚々たる参議院議員40名を紹介者とした請願に対して、わざわざ国立国会図書館を名指してまで、実質上重要な修正を加えるような発言を、しかもとっさにできたのであろうか。どうみても門屋氏が単独で思い付いたとは考え難いのである。

また、請願者の大久保氏自身も考えていなかったような日本国会史編纂所から国立国会図書館への変更の提案が、なぜ委員会においてまったく議論されることなく、手際よく一種の付帯条件として承認され、参議院本会議もそのまま簡単に全会一致で通過してしまったのか。請願に賛同した多数の紹介議員のうちの少なくとも主要メンバーに対して、あるいはまた受け皿となる国立国会図書館に対して、内々の事前の根回しがあってもよさそうであるが、その辺の事情はどうであったのか。

筆者は大久保請願に関しては、請願方法を発案した市川氏や請願の当事者である大久保氏の動向とは別に、参議院事務局で独自のシナリオが作られていたのではないかと想像している。

ここで想起されるのは、前述の大久保・市川会談のときに、参議院事務局首脳が貴族院五十年史編纂事業の再開を国立国会図書館に予定していたことである。事務局としては衆議院同様、調査部の職員と機能が国立国会図書館に移転したときに、五十年史編纂事業も国立国会図書館に移管することを考えていたのである。しかし衆議院側が憲政史編纂会という荷物を、国立国会図書館創設と同時に早々とその収集資料とともに整理してしまったのに対し、参議院側は貴族院五十年史編纂業務を事務局本来の事務として分掌内規に位置づけていたこと、しかも市川課長という強力な同業務の推進分子を内部に抱えていたことのために、残務整理の機会を逸していたのである。

一方提出された大久保請願にある日本国会史編纂所の構想は、予算上厄介な問題であることはもとよりであるが、かつて衆議院および貴族院の事務局が苦汁を味わされた憲政史編纂会や貴族院五十年史編纂掛の復活であるから、当局から十分警戒されていたに違いない。

したがって参議院事務局としては、大久保請願に際してこの二つの問題を同時に解決するため、主体を日本国会史編纂所からかねて予定の国立国会図書館に変更することを考えたのではないか。そして、そこで用意された仕掛けが議院運営委員会における誰でもよい一委員からの希望発言であったのではないか。これは大変巧みな方法で、「希望」のひとつで、まるで手品のように瞬時にして主体は日本国会史編纂所から国立国会図書館に入れ替わってしまったのである。しかも単なる希望表明だから請願者や紹介議員や国立国会図書館に事前に連絡する必要もなかったものと思う。

三 憲政資料室の設立

1 不明の憲政資料室設立経緯

一般に憲政資料室の設立は大久保請願に基づくと説明されている。その最初の例が国立国会図書館の公的記録である『国立国会図書館年報昭和24年度』のなかにある。それはつぎの通りである。

第3国会において決議された国会史編さん〔正しくは「日本国会史編纂所設置」〕に関する請願に基き、議会史を中心として、近代日本の政治及び政治思想に関する資料を網羅的に収集するため9月分館に憲政資料係〔正しくは「憲政資料蒐集係」〕を置き業務を開始した⁴⁴⁾。

憲政資料係〔憲政資料蒐集係〕の憲政資料室への読み替え、つまり「係」と「室」の関係については後に触れるとして、この説明に見るように、大久保請願と憲政資料室誕生とは単純に原因結果の関係で結び付けられている。いわば直結的解釈といえよう。その後の国立国会図書館の憲政資料室設立に関する説明は、ほとんどこの直結的解釈による。官版の『国立国会図書館三十年史』や公的な同室解説書も、憲政資料室の職員が外部に発表した同室紹介文も、同様である⁴⁵⁾。

たしかに憲政資料室が大久保請願が契機になって誕生したことは間違いない。その限りでは連続的に解釈することは誤りではない。しかし大久保請願の内容やその取り扱い方、あるいは設立後の憲政資料室の実態に即して考えてみると、いくつかの矛盾や不可解な問題が出てきて、この両者は簡単には連続していないことがわかる。

まず第一に、すでに述べたように、大久保請願の目的は日本国会史編纂所の設立であって本来は国立国会図書館とは関係がなかったのであるが、それが請願審査の途中で突然国立国会図書館に転化したという経緯がある。その際の事業内容は請願審査の際に強調されたように第一義的には中絶している議会史編纂事業の再開とその完成にあった。したがって日本国会史編纂所から国立国会図書館へ主体が移ったとき、他の

目的を併せ持つとしても、すくなくとも国会史編纂をその事業目的から排除することは難しいはずである。これに対し現実の憲政資料室は、もっぱら政治史料の収集を目的とし、すくなくとも議会史編纂の事業を完全に除外して発足したのである。請願とは基本的性格において異質なのである。

第二に、それでは誕生した憲政資料室は、最初から現在のわれわれが想定しているような文書館の組織としてスタートしたのかというと、そうではない。実態は臨時的資料収集事業に近かったのである。第四部で詳しく扱うが、憲政資料室設立当初の姿を予算と組織からみると、3年間合計約900万円という当時として破格の憲政資料購入予算が準備された一方、組織は人件費がないために、形式的に内規に係を設けただけで、実際の運営はわずか2名の非常勤職員でまかなうという貧弱なものであった。憲政資料購入予算がついたということは、たしかに一面では憲政資料室がもっぱら史料収集のための組織であることを裏付けているが、しかし他面この態勢の意味するところは、3年限りの臨時的な特別資料収集事業ということであった。

こうした大久保請願と憲政資料室との性格上のズレの問題のほか、種々の不明な点がある。

- (1) すでに指摘したことであるが、憲政資料室誕生の切っ掛けとなった大久保請願において、日本国会史編纂所の構想が突然国立国会図書館に転化した経緯はどうだったのか。
- (2) 憲政資料室の文書館の性格への切り替えと、3年間900万円という巨額の資料購入資金の獲得は、どのような事情のもとで、だれの主導によって実現したのか。
- (3) わが国の従来からの史料収集方法は、大久保請願の国会史編纂も含めて、筆写や複写によるものであったが、原史料を直接資金で購入するという新しい収集方法を考案し、それを予算化できた背景はなんであったか。
- (4) 国立国会図書館の組織としてすでに発足していた坂田精一氏の憲政史資料室を廃して、新たに国会分館に憲政資料室を配置したのであるが、その変更の事情はどうであったのか、等々。

このように大久保請願と憲政資料室誕生の間にはいろいろな謎や直結して解釈し難い問題が存在している。そして、この両者の間にこそ憲政資料室の設立事情のもっとも核心的部分があるに違いない。しかし、この部分を解明するに必要な資料や証言を欠き、現状ではブラック・ボックスとせざるをえない。

したがって、いまのところ憲政資料室の設立経緯に関して種々問題を提示するだけで、これ以上立ち入ることは出来ない。しかしすくなくとも大久保請願から直ちに憲政資料室が誕生したとする説明は単純すぎると思われる。一見両端は直接つながって見えるものの、実際は中間に諸種の要因が介在していて、その紆余曲折の結果が憲政資料室であった、ということであろう⁴⁶⁾。

2 国会分館憲政資料蒐集係の設置

昭和24年9月1日、国立国会図書館は国会分館の事務分掌内規を改正し、国会分館

図書課に「憲政資料蒐集係」を増置した。当時まだ憲政資料室の呼称がなかったので、遑及的言い方をすれば、これがすなわち憲政資料室の始まりということになる。大久保請願が採択されてから10か月後のことであった。

国会分館というのは、国会議事堂の4階にある国会内図書館のことで、戦前からの衆議院図書館および貴族院（参議院）図書館が合体したものである。国立国会図書館を構成している分館のひとつである。

国会分館事務分掌内規第5条に規定された憲政資料蒐集係の職務内容はつぎの通りである（一部簡略化した）。

第5条 憲政資料蒐集係の職務は左の通りである。

- 1 憲政資料の研究、調査を行うこと。
 - 2 資料の採訪に関する事務を行うこと。
 - 3 資料の受入につき、本館との連絡に関する事務を行うこと。
 - 4 資料の写本、聴書に関する事務を行うこと。
- [5～8 資料の整理；製本；排列；保管に関する事務を行うこと]
- [9～10 索引カード作成；カードの整備・保管に関する事務を行うこと]
- 11 資料に関する考査奉仕を行うこと。
 - 12 資料の統計に関する事務を行うこと。

この内規にみるように、大久保請願にいたる過程で議論されてきた憲政史あるいは国会史編纂の問題は完全に消滅し、国立国会図書館としては憲政資料の調査研究、受入、整理、保管などの資料収集業務に専念することが明確になった。しかし当初からアーカイブスのような本格的永続的な事業を想定していたかどうかは疑問である。内規の周到な規定にかかわらず、実際には先にも触れたように、変則的で貧弱な体制が組み立てたとどまり、業務の性格も時限的な特別資料収集事業の面が強かった。

収集した資料の利用について何ら規定がないのは、それは国会分館閲覧係の職務であったからである。しかし現実には、その後長い間憲政資料室の史料は非公開にされていて、制度的にそれが一般に公開されたのは、12年後の昭和36年9月に憲政資料室が本館に移転したのちのことであった。ただし係としては、非公開の間といえども、研究者のためには極力史料利用の便を図り、学界に貢献した。

係の職務のうち、もっとも中心的業務であるはずの資料収集の規定が曖昧であるのは、図書館資料の収集は当時の受入整理部の所管であったためである。その権限との関係で第3項のような規定になったものと思われる。史料収集の交渉の実際を憲政資料蒐集係が担当しても、国立国会図書館としての受入・購入の手続は本館、つまり受入整理部が行うとの意味である。本館とは距離が離れていて不便であったが、実際もそのように運営された。

現存する国会分館の組織関係資料によれば、この内規上の「憲政資料蒐集係」の係名は、その後の25年6月1日の事務分掌内規の改正においても変更されることなく継

承されている。33年5月1日に新しく事務分掌内規が制定されたときに初めて「憲政資料係」に変わった。しかし、『年報』はじめ各種公的資料では初期の頃から「憲政資料蒐集係」の代わりに簡単な「憲政資料係」の名称が頻繁に使われている。後にその最初の係長に任命された大久保利謙氏も「憲政資料係長」であった。ただし例えば、昭和31年32年の職員名簿を見ると、逆に事務分掌内規の通りの「憲政資料蒐集係長」の記載がある。係の名称にどうしてこのような混乱があるのか不明である。

ところで、この憲政資料蒐集係（または憲政資料係）と憲政資料室との関係について、説明しておく必要があろう。

国立国会図書館は、いま述べたように内規を改正して国会分館に憲政資料蒐集係を組織上置いたが、しかしながら人件費が付かなかったために、当面同係に正規職員を配置することはなかった。第四部で詳しく述べるが、その代わりに衆参両院の予算で非常勤職員を雇用して、憲政資料業務を委ねるという変則的体制をとった。事務室も初期の一時期を除き、国会分館の事務室内に置かれることなく、その外の廊下部分に仮設された。また業務内容からみても、自立した小型の通常図書館である国会分館の性格からすれば、憲政資料収集事業は異質であった。

このような事情があったために憲政資料収集の作業グループは国会分館内で周囲から切り離された存在として発展することになる。業務開始後しばらくすると、このグループは、「憲政資料室」という名で、自らを呼び、また周囲からもそう呼ばれるようになった。やがてその名称が外部の日本近代史研究者にも知られるようになって一般化した。名称の発案者は大久保利謙氏で、大久保氏自身は「憲政史料室」の案であったが、当時の内田明分館長が、文書以外の資料もあるだろうから、ということで「憲政資料室」になった⁴⁷⁾。

したがって憲政資料室という呼称は本来は正式組織名ではなく、いわば通称ということになる。実体的名称といってもよいであろう。しかしながら国立国会図書館としても、その後すでに長期にわたり公的文書等において憲政資料室の名称を一定の組織の意味で使用してきている。法規上では本来憲政資料室というのは、同室公開後の一般閲覧のための閲覧室の名称にすぎないのであるが、そうした実績から見ると、組織単位の名称としても公的に通用していると考えてよいであろう。ただし、先述のように、「憲政資料室は昭和24年9月1日に開室した」という言い方は、そもそもその時点でこの名称が存在していたわけではないので、うるさく言えば正確な表現ではなく、いわば濫及的表現ということになる。

一方組織規定上の憲政資料蒐集係ないし憲政資料係の名称は、その後、34年6月1日の機構改革によって同係の業務が国会分館から閲覧部政治法制参考室に移管になった際に、課体制から室体制へ変更したのに伴って、組織上の憲政資料係も消滅した。しかし業務の実体は何ら変ることなくそのまま継承されたので、係が消滅したことによって、かえって通称の憲政資料室の効用が高まり、ますます公的組織名として利用されるようになった。

- 1) 憲政資料室に関する文献は、二宮三郎「政治史料調査事務局沿革」『参考書誌研究』第37号(平成2.3), pp.24-25

ただしこれらの文献の憲政資料室の沿革の説明には誤りが多い。とくに目立つ誤りとしては、戦前の貴族院五十年史編纂掛を、衆議院の憲政史編纂会と同様に貴族院五十年史編纂会と記載していること、憲政資料室誕生の切っ掛けとなった大久保利謙氏の請願が、正しくは「日本国会史編纂所設置ニ関スル請願」であるが、名称も内容も取り違えて「日本国会史編纂に関する請願」に変わっていたり、「請願」が「建議」になっていたりすることなどである。

- 2) 国立国会図書館『国立国会図書館三十年史』(昭和54), pp.42-45

GHQの示唆については西沢哲四郎『国会法立案過程におけるGHQとの関係』(昭和34, 憲法調査会事務局), pp. 5 以下

- 3) 国立国会図書館『三十年史』, pp.61-62

当初の国会分館内の事務室の実情については小出孝三「国会図書館の初期のころ」支部図書館友会編『国立国会図書館支部図書館外史』(昭和45)所収, p.26

赤坂離宮移転事情については、当時の衆議院庶務課長であった山崎高氏が、GHQ民政局国会課長のジャスティン・ウィリアムス氏が「赤坂離宮を国会で使わないか」といつてきたので、「議会で使おう」というと「なににする」というから「図書館だ」といったら「明日から使え」というので、「衆議院にポロのトラックが一台あったので、衆議院図書館の本をトラックに一台分運び込んで当方の意図を明確にした」と語っている。そして山崎氏は「このやりとり、多少なれあいみたいなのがあった。GHQも宮殿を接收するとなると、占領政策としてマイナスという判断があったのであろう」との推察を加えている。山崎高「新国会の誕生——「国会法」の制定」読売新聞調査研究本部『日本の国会 証言・戦後議院政治の歩み』(昭和63)所収, p.16

- 4) 国立国会図書館設立の中核となった衆参両院事務局調査部の活動については酒井悌「国立国会図書館法成立の過程」支部図書館友会『外史』所収, pp. 9-11; 小出「初期のころ」, p.24

- 5) 国立国会図書館法第三十条「この法律施行の日 [23.2.9] に、両議院の図書館は各々分離した図書館としての存在を終止し、その蒐集資料は、国立国会図書館に移管される。」

本条項にしたがって昭和23年2月26日に衆議院本88,255冊、4月20日に参議院本29,990冊、4月30日に衆議院本(第2回)56,390冊が国立国会図書館に移管された。(「蔵書構成の実態調査及びその評価計画について」『図書館研究シリーズ』第16号(昭和49.12)資料p.4)

この時の衆参両図書館の蔵書引き継ぎの実際は、受け取り側については「国立国会図書館草創期の収集」『図書館研究シリーズ』第5号(昭和36.12), pp.218-221の植村長三郎、山下信庸両氏の発言に詳しい。これによれば、衆参両図書館の旧蔵書と約一千万円の新規購入分が新しい国立国会図書館の基礎となった。(同上, p.219)

他方引き渡し側のについては、参議院調査部参事(のち資料課長)の市川正義氏が「調査部にあった文献などはみな国会図書館に移管することを前提にして仕事をした」と語っている。(国立国会図書館政治史料課「大久保談話録音」第5回(対談者市川正義氏昭和63.3.8未公開), p.21)

しかしこの蔵書の移管はスムーズにはいかなかったらしい。当時国会分館長であった小

出孝三氏は「蔵書の無い本館は、分館保管の衆・参両院備蓄の図書の移転を強くかつ気短に要求した。議員のサービスを第一義とする図書館が、せっかく手近にあるものを遠方に運び出すのはおかしいとの両院の事務局の意向もあってこれを拒否すると、図書室主任の更迭を迫って来た。譲歩して一部図書を持ち出したら、参議院事務局から強硬な抗議が来た」という状況で、「当時の国会分館は、衆・参両院と国会図書館の三つの勢力の集中交叉するところで、ひとりのバルカン半島そのままの観を呈していた」と適切な表現をしている。(小出「初期のころ」, p.28)

- 6) 市川正義氏の評、『大久保談話録音』第5回, pp.70-71
移転の経過については次節参照。
- 7) 「憲政史資料係提出 業務の現況報告並に計画案」(昭和23.4.26坂田精一氏執筆) 国立国会図書館一般考査局「憲政史料関係業務上参考綴」所収 [国立国会図書館憲政資料室蔵]
- 8) 同上
- 9) 同上
- 10) 同上
- 11) 筆者への直話。この通信全覧のちに正統60巻として雄松堂から復刻出版された。(以下しばしば引用する「筆者への直話」はいずれも最近5年以内のものである。)
- 12) 引き渡し交渉に当たった憲政資料室の大久保利謙氏および伊藤明子氏の筆者への直話。
- 13) 本章第1節参照。
- 14) 市川氏談、『大久保談話録音』第5回, p.19
- 15) 同上, p.35
- 16) 同上, p.33
- 17) 同上, pp.33-34
- 18) 同上, p.36
- 19) 同上, pp.70-73
- 20) 交渉に当たった伊藤明子氏の筆者への直話。
- 21) この資料は現在憲政資料室に「貴族院五十年史編纂会 [掛の間違い] 収集文書」として収蔵されている。
- 22) 市川氏談、『大久保談話録音』第5回, p.60
- 23) 本稿第二部第三章第2節参照。大久保利謙「私の近代史研究 (続)」『日本歴史』405号 (昭和57.2)p.75
- 24) 同上; 大久保氏談、『大久保談話録音』第5回, pp.5-6
- 25) 大久保「私の近代史研究」p.75
- 26) 同上。貴族院五十年史編纂掛の事務室は当初は旧貴族院書記官長官舎(虎ノ門)にあったのであるから(第二部第二章第1節参照)、おそらく戦時中の事業停止後に国会議事堂に収集史料とともに移ったのであろう。憲政史編纂会についても同様であったと思われる。
- 27) 同上。市川氏の資料課長時代に間違いがなければ、同氏の課長発令は昭和23年8月4日なので、大久保・市川会談はそれ以降のことになる。
- 28) 大久保氏談、『大久保談話録音』第5回, p.44 ただし国立国会図書館は23年2月に発足し、6月には開館式を挙げているのであるから、前注を正しいとすると、この小林事務総長の話は時期的におかしなところがある。しかし、主旨は参議院上層部が憲政史編纂事業を国立国会図書館に期待していた点にある。

- 29) 同上, p.32
- 30) 市川氏談,『大久保談話録音』第5回, pp.8,28-31,63-65
- 31) 同上, pp.45-46,48
- 32) 同上, pp.106-107
- 33) 同上, pp.56-57
- 34) 筆者への直話。
- 35) 大久保氏談,『大久保談話録音』第5回, pp.51-52
- 36) 同上
- 37) 筆者への直話。

38) 憲政資料室収蔵の、大久保利謙氏から衆議院議長に提出された請願の原本による。これには請願の本文のほか、参考書が添付されているので、それも含めて全文を引用する。

この請願の原本はたまたま昭和58年10月17日に発見され憲政資料室の収蔵するところとなったものである。後に本文で述べるように、衆参両院における請願の審議記録や請願文書表・審査報告書などの関係文書では、請願内容の半分、しかもその主旨しかわからないのであるが、この原本の出現によって、具体的計画も含め、大久保請願の正確な全容がようやく明瞭となった。

- 39) 『第三回国会参議院議院運営委員会会議録』第18号(昭和23.11.29), p.2
- 40) 『第三回国会衆議院議院運営委員会会議録』第29号(昭和23.11.30), p.8
- 41) 筆者への直話。
- 42) 『第三回国会参議院議院運営委員会会議録』第18号(昭和23.11.29), p.2
- 43) 同上および『第三回国会参議院会議録』第18号(昭和23.11.30), p.196

この間の手続として、昭和23年11月29日付で村上義一議院運営委員長は松平恒雄参議院議長に大久保請願の審査結果を報告した。そのなかで同請願は「内閣に送付するを要しないもの」との審査決定を報告するとともに、意見書を添付して「……昭和13年以來の憲政史編さん事業は時局のため現在中止の状態にあるから、新たな構想のもとに日本国会史編さん所を設置せられて、事業の促進を図られたいとの趣旨であって、本委員会は、願意の大体は妥当なものなりと決定した。なおこの事業は、国会図書館において行われることを希望する。よって本院においても議決されんことを希望する」旨申し送った。(『第三回国会参議院請願文書表・審査報告書』「議院運営委員会請願特別報告第1号」)

- 44) 国立国会図書館『国立国会図書館年報昭和24年度』(昭和25) p.10
- 45) 文献については注1) 参照。

46) この辺の事情について具体的に触れた資料としては、藤井貞文「憲政資料室の沿革」『国立国会図書館月報』27号(昭和38.6) pp.17-18および同氏の筆になると思われる国立国会図書館『憲政史編纂会収集文書目録』(昭和35)の「緒言」があるだけである。いずれもほぼ同内容の記述である。前者によると大久保請願が両院で採択されたときに、「たまたま同年[23年]6月国立国会図書館が創設されていたので、かかる編纂事業は同館において行うのが適当であるとの意見が起り、参議院図書館運営委員徳川頼貞、徳川宗敬、岩本月洲の諸氏及び衆議院議員大村清一氏が斡旋して、国立国会図書館の国会分館がこれを担当し、議史の編纂よりも目前に失われつつあるその史料をまず調査収集することに改まり、その事業を開始した」(pp.17-18)という。

当時衆参両院には常任委員会のひとつとして図書館運営委員会が設置されていて、国立

国会図書館の運営に関する諸案件を審査することになっていた。大久保請願の主要な紹介議員であった徳川頼貞、徳川宗敬、岩本月洲の諸氏はその委員でもあった。したがって請願が採択されて国立国会図書館への編纂事業委任の希望が出されてから、かれらが幹旋役として動いたという指摘は、十分ありうるものと思われる。しかしいまのところそれがどこまで現実であったのかを裏付ける資料はない。大久保利謙氏も、筆者への直話ではそのような動きは知らないということであった。

大久保氏自身は、その活動を回顧して、国立国会図書館が事業を始める話になったので、「金森徳次郎館長の〔赤坂離宮の〕立派な部屋にたびたび頼みに行きました。いけないといわれないが、憲法問題のようにちょっとのらりぐらり、これはまあ、あたりまえでしょう。それから土屋〔喬雄〕先生にも頼んで、金森さんのところに進言に行ってもらった。それで結局、国会図書館でやるということになった。これはもちろん、金森館長ご自身の決断だったのでしょう」と述べている（大久保「私の近代史研究」p.76）。しかし歴史の編纂から史料の収集への切り換えについては「まだ私は部外者でしたから、全く与っていません」ということであり、また900万円の予算も「私の知らないうちにつけてくれた」ということで（同上p.77）、キイ・ポイントについては関係していない。

47) 筆者への大久保氏の直話。

(にのみや・さぶろう 元調査及び立法考査局専門調査員)